

教 職 員 各 位

財形貯蓄（山口銀行）の手続き方法の一部変更について

いつもお世話になります。

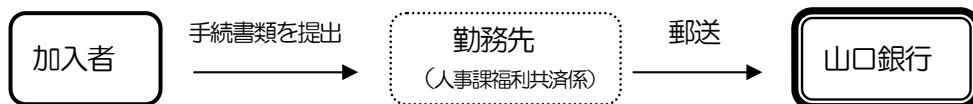
このたび、山口銀行の財形貯蓄につき、解約・一部払出の手続きにおいて、手続き方法の変更がありましたので、お知らせいたします。

記

《変更内容》

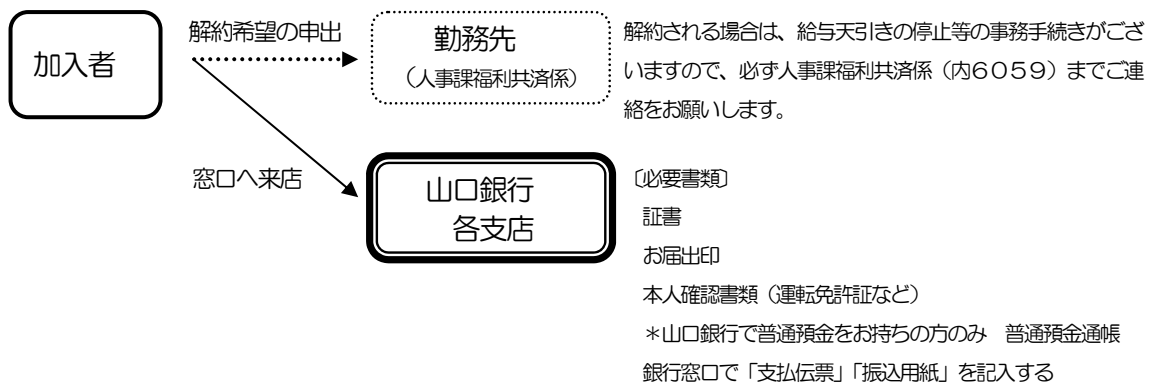
「解約」・「一部払出（払出金額200万円以上の場合）」の手続きにおいて、これまで勤務先を通じて郵送でお手続きしておりましたが、今後は、本人確認のため、加入者本人が銀行窓口でお手続きしていただくように変更になりました。

【変更前】勤務先を通じて書類を提出

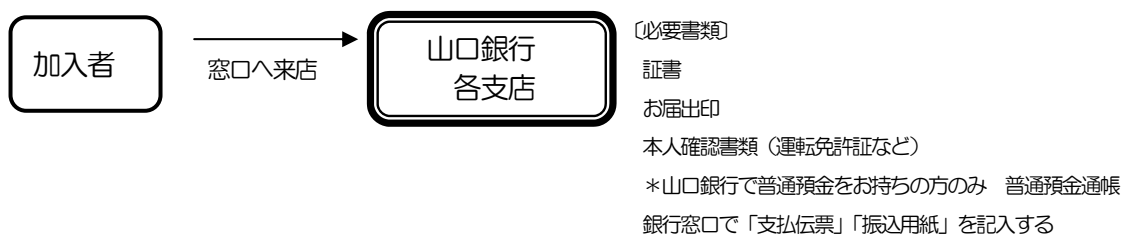


【変更後】本人が直接山口銀行各支店の窓口で手続き

●解約



●200万円以上の払出（払出金額が200万円未満の場合はこれまで同様郵送での手続きが可能です）



＊お願い

手続きされる際はできるだけご加入されている支店の窓口へご来店願います。別の支店へ来店された場合、一旦銀行で書類をお預かりし、加入支店へ確認後、後日再度ご来店頂いてからの手続きとなります。

総務部人事課福利共済係
（担当：山根）内6059